

島根県ソフトテニス連盟規約

(名称)

第1条 この会は、島根県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局は事務局長の所在地に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、島根県におけるソフトテニスの普及・振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを久的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ソフトテニスに関する総合的年間計画を策定すること。
- (2) 日本ソフトテニス連盟に対して、本県を代表して加盟し、その組織体となること。
- (3) 島根県体育協会に対して、本県のソフトテニスを代表して加盟し、その組織体となること。
- (4) ソフトテニスに関する講習会、研修会の開催及び指導者を養成すること。
- (5) ソフトテニスに関する各種大会を実施し、後援又は協賛すること。
- (6) ソフトテニスに関する審判、技術等級制度の検定を行い公認を申請すること。
- (7) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(加盟団体)

第4条 本連盟は、次の各号に掲げるソフトテニス団体（以下「支部」という。）をもって組織する。

- (1) 各市町村別に統括されたソフトテニス団体
- (2) 島根県高等学校体育連盟ソフトテニス部
- (3) 島根県中学校体育連盟ソフトテニス部
- (4) その他の学校のソフトテニス部及びクラブ等
- (5) 島根県レディースソフトテニス連盟

(登録)

第5条 本連盟の加盟団体は、毎年度初めに所属の団体（クラブ等）とその会員を本連盟に登録しなければならない。

ただし、前条第4号及び第5号に規定する加盟団体を除く。

2. 前項の登録内容に変更があった場合は、速やかに本連盟に報告するものとする。
3. 会員は、第4条に定める加盟団体に所属する団体（クラブ等）を通じて登録するものとする。
4. 登録にあたっては、別に定める会員登録規程の定めによるものとする。

(会員)

第6条 第5条の定めにより登録された団体（クラブ等）の会員は、本連盟及び市町村支部等並びに本連盟が加盟する団体の競技会、検定会、研修会等に参加することができる。

(役員)

第7条 本連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名

- (5) 理事 若干名 (40名以内)
- (6) 代議員 若干名 (32名以内)
- (7) 監事 2名

(役員職務)

第8条 会長は本連盟を代表し、その業務を総理する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事長は、会長の命を受け業務を執行する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5. 理事は、本連盟の運営と事業の執行を図る。
- 6. 代議員は、本連盟の重要事項を審議する。
- 7. 監事は、本連盟の業務を監査する。

(役員選任)

第9条 会長及び副会長は、理事会の推薦により役員総会の議に基づき決定する。

- 2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 3. 理事は、各支部及び学識経験者（会長が委嘱する者）から選出し会長が委嘱する。
- 4. 代議員は、各支部から選出し会長が委嘱する。
- 5. 監事は、役員総会において推薦し会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2. 役員は再任されることができる。

(役員解任)

第11条 会長は、役員が次の各号に掲げる事項に該当すると思料したときは、解任することができる。

- (1) 連盟を代表するにあたり、不正な行為を為し、また、権利なくして連盟を代表したとき。
- (2) その他重要な義務を尽くさなかったとき。

(名誉会長・顧問及び参与)

第12条 本連盟に名誉会長1名、顧問及び参与を各若干名置くことができる。

- 2. 名誉会長、顧問及び参与は、本連盟に功労のあった者から、役員総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3. 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるすることができる。

(役員総会)

第13条 役員総会は、本連盟の最高議決機関であって、毎事業年度1回以上会長が招集し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (3) 規約の制定、変更及び廃止に関する事。
 - (4) 役員選任、解任に関する事。
 - (5) その他重要事項に関する事。
2. 役員総会は、総役員数の3分の2以上の出席（委任状を含む。）がなければ議事を開き、議決することができない。

3. 役員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 議長は、役員総会においてその都度選任する。

(理事会)

第14条 理事は、その任務を行うため理事会を組織し、理事長が必要に応じて招集する。

2. 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議、執行する。

(1) 役員総会に付議すべきこと。

(2) 本連盟の運営に関すること。

(3) 表彰に関すること。

(4) 専門委員会に関すること。

(5) 役員総会に付議する暇がない緊急を要すること。ただし、後日、役員総会に報告しなければならない。

(議事録)

第15条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した役員の内、2名の署名人が記名押印するものとする。

(専門委員会)

第16条 事業の執行を円滑に行うため、次の各号に掲げる専門委員会を置く。

(1) 競技委員会

(2) 強化委員会

(3) 小学生委員会

(4) 審判委員会

(5) 登録委員会

(6) 広報・情報委員会

2. 専門委員会に関する事項は別に定める。

(会計)

第17条 本連盟の会計は、一般会計及び事業会計とし、事業会計は次の各号に掲げるものとする。

(1) 審判事業会計

(2) 登録事業会計

(3) 競技事業会計

(4) 強化事業会計

(5) 小学生委員会事業会計

2. 本連盟の会計は、次の各号に掲げるもので経理する。

(1) 会員登録料

(2) 参加料

(3) 検定料

(4) 補助金

(5) 寄付金

(6) その他の収入

3. 会員登録料、参加料及び検定料は別に定める。

4. 会員登録料ほか第2項各号に規定するものの払い込み期日は、別に定める。

5. 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

付 則

1. この規約は、昭和59年3月20日から施行する。
島根県軟式庭球連盟規約（昭和30年4月1日制定）は廃止する。
2. 平成3年3月21日一部改正（委員会の改変と個人登録制度の新設）
3. 平成4年3月15日一部改正（連盟名称変更）
4. 平成9年3月16日一部改正（総務委員会、会計委員会の廃止）
5. 平成11年3月7日一部改正（平成11年度から会員登録制度の発足による改正）
6. 平成15年3月9日一部改正（副会長、副理事長定数枠廃止）
7. 平成17年3月6日一部改正（委員会の名称変更、役員定数改正）
8. 平成23年3月12日一部改正（競技事業会計、強化事業会計を規定）
9. 平成25年3月16日一部改正（小学生事業会計を規定、加盟団体負担金の廃止）

※付則2以降の一部改正による規約の施行日は、いずれも一部改正の承認された月の翌月1日（翌年度4月1日）とする。